

東京地方裁判所立川支部 令和2年（ワ）第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準 備 書 面 (5)

2021年（令和3年）11月30日

（期日：12月9日）

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本

勇



第1 陳情の取扱い等について

本件における陳情の取扱いに違法がないことは被告の2021年（令和3年）8月31日付け準備書面(3)で詳述したとおりであり、委員会に付託されないこと（いわゆる議長預かり）となった陳情の取扱いについては、「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。」とする地方自治法 119 条の規定以外に法令、条例、規則の定めはなく、全国町村議会議長会の編集になる「議員必携」は次のように述べている（乙3号証278～279頁）。

「陳情は法的保護を受けるものではない。したがって、陳情を受けた当局側も、これに回答し、その処理の結果について報告する法律上の義務はない。」

「従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かったが最近、単

なる資料配布扱いをする件数がふえてきている。」

第2 被告議会における最近の陳情の取扱いの状況

最近4年間の被告議会における陳情の取扱いの状況は次のとおりである。

年	件数	審査された件数
平成29年	14	8
30年	20	19
31(令和1)年	13	7
令和2年	19	14
3年(10月31日 まで)	13	7

以上